

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房及び局の設置等（第二条 第七条）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（第八条 第十条）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（第十一条 第十八条）</p> <p>第二款 総合環境政策局（第十九条 第二十五条）</p> <p>第三款 地球環境局（第二十六条 第二十九条）</p> <p>第四款 水・大気環境局（第三十条 第三十五条）</p> <p>第五款 自然環境局（第三十六条 第四十条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十一条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十二条）</p> <p>第五章 地方支分部局（第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房及び局の設置等）</p> <p>第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局を置く。</p> <p>総合環境政策局</p> <p>地球環境局</p> <p>水・大気環境局</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房及び局の設置等（第二条 第七条）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（第八条 第十条）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（第十一条 第十八条）</p> <p>第二款 総合環境政策局（第十九条 第二十五条）</p> <p>第三款 地球環境局（第二十六条 第二十九条）</p> <p>第四款 環境管理局（第三十条 第三十六条）</p> <p>第五款 自然環境局（第三十七条 第四十二条）</p> <p>第三章 審議会等（第四十三条）</p> <p>第四章 施設等機関（第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房及び局の設置等）</p> <p>第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局を置く。</p> <p>総合環境政策局</p> <p>地球環境局</p> <p>環境管理局</p>

自然環境局

2 大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に環境保健部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十 一 (略)

二十二 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十三 三十 一 (略)

2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十四号から第三十号までに掲げる事務をつかさどる。

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

(削除)

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

自然環境局

2 大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に環境保健部を、環境管理局に水環境部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十 一 (略)

二十二 三十 (略)

2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十三号から第二十九号までに掲げる事務をつかさどる。

(環境管理局の所掌事務)

第六条 環境管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

2 水環境部は、前項第一号から第四号までに掲げる事務(環境の構成要素としての水(水底の底質を含む。以下この項、第三十一条第二号及び第三号並びに第三十四条第二号及び第三号において同じ。)、土壌及び地盤に係るものに限る。)、同項第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事務並びに同項第十三号に掲げる事務(環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものに限る。))をつかさどる。

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。

第三十七条第七号及び第三十八条第四号において同じ。)の整備に関する事。

六〇十二 (略)

(審議官)

第九条 大臣官房に、審議官五人を置く。

2 (略)

(参事官)

第十条 大臣官房に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事。

六〇七 (略)

第四款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

第三十条 水・大気環境局に、次の五課を置く。

一〇四 (略)

五 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。

第三十八条第五号及び第三十九条第四号において同じ。)の整備に関する事。

六〇十二 (略)

(審議官)

第九条 大臣官房に、審議官四人を置く。

2 (略)

第十条 削除

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五〇六 (略)

第四款 環境管理局

(環境管理局に置く課)

第三十条 環境管理局に、水環境部に置くもののほか、次の三課

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

水環境課

土壌環境課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水・大気環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。))に限る。))。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。))に限る。))。

を置く。

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

2 | 水環境部に、次の三課を置く。

企画課

水環境管理課

土壌環境課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものを除く。))に限る。))。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものを除く。))に限る。))。

四〇八（略）

九 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に關すること。

十 前各号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（削除）

四〇八（略）

九 環境管理局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に關すること。

十 前各号に掲げるもののほか、環境管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（企画課の所掌事務）

第三十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水環境部の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものうち環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

三 環境の保全に關する関係行政機関の事務の調整に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものうち環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

四 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係るダイオキシン類環境基準の設定に關すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。

五 水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する

(水環境課の所掌事務)

第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること(土壤環境課の所掌に属するものを除く。)

二 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。)の防止のための規制に関すること(土壤環境課の所掌に属するものを除く。)

三(略)

七 前各号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの

(土壤環境課の所掌事務)

第三十五条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤に係る

ることを含む。次条第一号において同じ。)の防止のために必要な監視及び測定に関すること(当該測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関すること並びに土壤環境課の所掌に属するものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、水環境部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(水環境管理課の所掌事務)

第三十五条 水環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水質の汚濁の防止のための規制に関すること(企画課及び土壤環境課の所掌に属するものを除く。)

二(略)

六 前各号に掲げるもののほか、第六条第一項第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(地下水を除く。)に係るもの

(土壤環境課の所掌事務)

第三十六条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(略)

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第一項第十三号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤

もの

(自然環境局に置く課)

第三十六条 自然環境局に、次の四課を置く。

総務課

自然環境計画課

国立公園課

野生生物課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関すること。

五 温泉の保護及び整備に関すること。

六 十 (略)

十一 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

十二 (略)

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十八条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

に係るもの

(自然環境局に置く課)

第三十七条 自然環境局に、次の五課を置く。

総務課

自然環境計画課

国立公園課

自然環境整備課

野生生物課

(総務課の所掌事務)

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 八 (略)

九 (略)

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

五 八 （略）

（国立公園課の所掌事務）

第三十九条 国立公園課は、自然公園の保護及び整備に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削除）

第四十条 （略）

第三章 審議会等

三 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること（総務課及び自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

五 八 （略）

（国立公園課の所掌事務）

第四十条 国立公園課は、自然公園の保護及び整備に関する事務（総務課及び自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（自然環境整備課の所掌事務）

第四十一条 自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関すること。

二 温泉の保護及び整備に関すること。

三 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

第四十二条 （略）

第三章 審議会等

第四十一条 (略)

第四章 施設等機関

第四十二条 (略)

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

第四十三条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県

第四十三条 (略)

第四章 施設等機関

第四十四条 (略)

所	九州地方環境事務所		熊本市	県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
<p>2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があるとする場合には、環境省令で前項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。</p>					

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>目次 第一章 公園事業（第一条 第十七条） 第二章 雑則（第十八条 第二十二条） 附則 （権限の委任） 第二十二条 この政令に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>	<p>目次 第一章 公園事業（第一条 第十七条） 第二章 雑則（第十八条 第二十一条） 附則</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四十四条から第一百六条まで並びに第一百六条の二第一項の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長</p> <p>七・八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四十四条から第一百六条まで並びに第一百六条の二第一項の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六・七（略）</p> <p>2（略）</p>

地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号の国の地方行政機関を定める政令（昭和四十年政令第三百三十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号に規定する政令で定める国の地方行政機関は、総合通信局、沖縄総合通信事務所、税関、地方厚生局、管区海上保安本部及び地方環境事務所並びに厚生労働大臣が指定する都道府県労働局とする。</p>	<p>地方行政連絡会議法第四条第一項第十一号に規定する政令で定める国の地方行政機関は、総合通信局、沖縄総合通信事務所、税関、地方厚生局及び管区海上保安本部並びに厚生労働大臣が指定する都道府県労働局とする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2 法第五条、第十条の三第一項、第十一条（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の五及び第二十五条第二項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第二十五条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2 法第五条、第十条の三第一項、第十一条（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の五及び第二十五条第二項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第二十五条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="678 163 790 465">主務大臣の権限 (略)</td> <td data-bbox="678 465 790 1115">地方支分部局の長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 163 678 465">国土交通大臣の権限</td> <td data-bbox="159 465 678 1115">工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長</td> </tr> </table>	主務大臣の権限 (略)	地方支分部局の長 (略)	国土交通大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="678 1115 790 1417">主務大臣の権限 (略)</td> <td data-bbox="678 1417 790 2067">地方支分部局の長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1115 678 1417">国土交通大臣の権限</td> <td data-bbox="159 1417 678 2067">工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長</td> </tr> </table>	主務大臣の権限 (略)	地方支分部局の長 (略)	国土交通大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
主務大臣の権限 (略)	地方支分部局の長 (略)								
国土交通大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長								
主務大臣の権限 (略)	地方支分部局の長 (略)								
国土交通大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長								

環境大臣の権限

工場
の所在地を管轄する
地方環境事務所

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十一号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第二（第二条関係）

主務官庁	（略）	区域	機関
事項	（略）	（略）	（略）
地方整備局の所掌事務に 関連する事項	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄区域	地方整備局長
地方航空局の所掌事務に 関連する事項	地方航空局の所掌事務に 関連する事項	一の地方航空局の管轄区域	地方航空局長
管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部の管轄区域	管区海上保安本部長
地方環境事務所 の所掌事務に 関連する 事項	地方環境事務所 の所掌事務に 関連する 事項	一の地方環境事務所の管轄区域	地方環境事務所長
環境省			

現 行

別表第二（第二条関係）

主務官庁	（略）	区域	機関
事項	（略）	（略）	（略）
地方整備局の所掌事務に 関連する事項	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄区域	地方整備局長
地方航空局の所掌事務に 関連する事項	地方航空局の所掌事務に 関連する事項	一の地方航空局の管轄区域	地方航空局長
管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部の管轄区域	管区海上保安本部長
省	国土交通		

改 正 案

現 行

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

環境省							
主務官庁 （略）	事項	区域	機関	国土交通 （略）	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄 区域	地方整備局 長
省	地方航空局の所掌事務に 関連する事項	一の地方航空局の管轄 区域	地方航空局 長	省	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄 区域	地方整備局 長
管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部 の管轄区域	管区海上保安 本部 長		管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部 の管轄区域	管区海上保安 本部 長	
地方環境事務所 の所掌事務に 関連する 事項	一の地方環境事務所の 管轄区域	地方環境事 務所 長		地方環境事務所の 所掌事務に 関連する 事項	一の地方環境事務所の 管轄区域	地方環境事 務所 長	

主務官庁 （略）	事項	区域	機関	国土交通 （略）	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄 区域	地方整備局 長
省	地方航空局の所掌事務に 関連する事項	一の地方航空局の管轄 区域	地方航空局 長	省	地方整備局の所掌事務に 関連する事項	一の地方整備局の管轄 区域	地方整備局 長
管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部 の管轄区域	管区海上保安 本部 長		管区海上保安本部の 所掌事務に 関連する 事項	一の管区海上保安本部 の管轄区域	管区海上保安 本部 長	
地方環境事務所 の所掌事務に 関連する 事項	一の地方環境事務所の 管轄区域	地方環境事 務所 長		地方環境事務所の 所掌事務に 関連する 事項	一の地方環境事務所の 管轄区域	地方環境事 務所 長	

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第九条 法第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。</p> <p>2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p> <p>5 第三項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第九条</p> <p>2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條並びに法第二十二條第三項及び第四項（法第十六條に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十六條に規定する国土交通大臣の権限は、事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p> <p>4 第二項の規定により地方運輸局長に委任された法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限は、特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。</p>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第九条（略） 2）4（略） 5 法第三十九条及び第四十条の規定による環境大臣の権限は、 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用 事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地 方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自 らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第九条（略） 2）4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第七条（略）</p> <p>2 法第五十二条及び第五十三条第一項の規定による環境大臣の権限は、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第七条（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項第一号及び第四項第一号において同じ。）、第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、次項第一号及び第六項（法第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。次項第一号及び第四項第一号において同じ。）、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長</p> <p>二 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方環境事務所長</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）、第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第六項（法第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長</p> <p>二 （略）</p>

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関
連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工
場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長
3
5
(略)

2
4
(略)

有明海・八代海総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環境課において処理する。</p>
現 行	<p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、環境省環境管理局水環境部水環境管理課において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第二十一条（略）</p> <p>2 法第百三十条第三項及び第百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第二十一条（略）</p>

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）
 （抄）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定地方行政機関） 第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 〓二十五（略） 二十六 地方環境事務所</p>	<p>（指定地方行政機関） 第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 〓二十五（略）</p>